

放射性物質汚染対処特措法 省令事項素案に対する意見募集について



環境省は「放射性物質汚染対処特措法 省令事項素案」について、平成 23 年 11 月 8 日～11 月 17 日までの期間で意見の募集（パブリックコメント）を実施しました。

このパブリックコメントが求められた「放射性物質汚染対処特措法 省令事項素案」の概要（抜粋）は以下の通りです。

・汚染廃棄物対策地域の指定等

国がその地域内にある廃棄物の処理を実施する必要がある地域を汚染廃棄物対策地域として指定することができる。

・廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査

一定の要件に該当する水道施設、下水道、廃棄物焼却施設等から生じた汚泥、焼却灰等について、一月に一回以上調査を行い、その結果を環境大臣に報告する。

・指定廃棄物の指定基準

指定廃棄物の指定基準は、セシウム 134 及び 137 の放射線濃度の合計値が、1 キログラムあたり 8,000 ベクレルを超えることとする。

・特定廃棄物（対策地域内廃棄物又は指定廃棄物）の処理、収集、運搬、保管、中間処理及び埋立処分に係る管理方法等の基準

・事故由来放射性物質に汚染され、又は汚染されたおそれがある廃棄物（特定一般廃棄物、特定産業廃棄物）の処理及び処理施設の維持管理に係る基準

・除染特別地域の指定等

国が土壌等の除染等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がある地域を除染特別地域として指定することができる。

・汚染状況重点調査地域の指定等

環境大臣は、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定することが必要な地域を汚染状況重点調査地域として指定する。

・土壌等の除染等の措置の基準

当社では、土壌・産業廃棄物の分析や放射性物質の測定を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2011年11月8日付 環境省ホームページ

土壌環境箇所 明石康伸

放射性物質の測定を開始しました！

福島第一原発事故を受け、高まる需要にお応えし、放射性物質の測定を開始しました。サーベイメータによる工業製品の表面汚染や、水・食品などの放射能測定、さらに8月末からはゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定も開始しています。